

最高裁判所 (第一小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分取消等請求上告事件  
国側当事者・新宿税務署長

平成21年7月16日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成18年9月5日判決、本資料256号-235・順号10495)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成19年10月25日判決、本資料257号-193・順号10802)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

### 第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年7月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

## 当事者目録

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
被上告人	新宿税務署長 倉田 次男
同指定代理人	三上 寛治